

議案第21号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月22日提出

大網白里市長 金坂 昌典

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和37年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第9項第1号及び同条第10項中「（助手を含む。）」を削る。

第6条第1項中「月を単位として」を「月額で」に、「前条で」を「前条に」に改め、同項の表に次のように加える。

0日	100分の0
----	--------

第6条第2項中「月を単位として」を「月額で」に、「（医務手当及び医師確保手当を除く。）」を削り、「従事しない日数が、その期間の勤務を要する日数の全日数にわたるとき及び」を「給与条例第6条の3第1項の規定により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 医師確保手当は、一の支給期間（4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日までの、それぞれの期間をいう。以下同じ。）における職員の現に勤務した日数（以下「勤務日数」という。）の区分に応じて、前条に定める額に次の表に定める支給割合を乗じて得た額を支給する。

一の支給期間における勤務日数	支給割合
70パーセント以上の日数	100分の100
35パーセント以上70パーセント未満の日数	100分の60
0パーセントを超え35パーセント未満の日数	100分の30
0日	100分の0

別表保健衛生事務に従事する職員の特殊勤務手当の項医務手当の目及び医師確保手当の目中手当の額の欄を次のように改める。

日額	10,000円
日額	9,000円
6か月	1,200,000円
6か月	1,140,000円
6か月	780,000円
6か月	480,000円
6か月	240,000円

別表保健衛生事務に従事する職員の特殊勤務手当の項中放射線取扱作業手当の目及び検査作業手当の目を次のように改める

放射線取扱作業手当	診療放射線主任技師	日額	200円
	診療放射線技師	日額	150円
	第3条第9項第2号の場合	日額	300円
検査作業手当	検査主任技師	日額	200円
	検査技師	日額	150円

別表保健衛生事務に従事する職員の特殊勤務手当の項機能訓練作業手当の目及び調剤手当の目中手当の額の欄を次のように改める。

日額	250円
日額	500円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。